

都市計画マスタープラン施策評価総括表

◎方針を達成した
○進捗している
△進捗していない
×悪化している
↓

方針	基本方針	進捗状況評価	評価の理由・要因	取組・事業の内容	予定事業の内容	担当課名
土地利用	基本方針① 市街地内の土地利用の集約化	○	<ul style="list-style-type: none"> ○小野田駅前地区都市再生整備計画に基づく市街地整備を実施。 このことにより、市道や生活道路の整備と、未接道宅地の解消による、低未利用地の活用促進が図られたため。 ○厚狭駅南部地区土地区画整理事業によるインフラ整備により、商業系、住居系、工業系等、総合的な土地活用が可能な都市基盤の整備を行ったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ■小野田 <ul style="list-style-type: none"> ○市道・公園の実施設計（H28年度） ○公園と市道の一部の用地買収（H29年度） ○整備計画に基づく、事業の実施（H30～） ■厚狭 <ul style="list-style-type: none"> ○厚狭駅を中心とした良好な市街地形成を目指した都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■小野田 <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ整備等による、中心市街地における低未利用地の解消 ○駅の玄関口としての立地を活かした魅力ある居住環境の整備 ■厚狭 <ul style="list-style-type: none"> ○厚狭駅南部地区への都市機能施設（医療、福祉、商業）誘導 	都市計画課 農林水産課 企業立地推進室
	基本方針② 無秩序な市街地の抑制	○	<ul style="list-style-type: none"> ○郊外部等での開発抑制を誘導する新たな手続きや基準の設定を実施したため。 ○都市の緑の骨格を形成する山林や樹林地、優良農地等の適正保全に取り組むことを目指した各種整備計画の策定を実施したため。 ○農業関連施策、関連事業等の実施状況を踏まえた計画策定を実施したため。 ○森林保護に関する事項に鳥獣害防止に関する事項の設定などを変更したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途白地地域に特定用途制限地域を指定（平成25年1月1日） （物品販売業、サービス業の店舗、美容院、質屋、クリーニング取次店、銀行、損害保険代理店等の店舗の規模の規制） ○開発許可（都計法29条）における基準の追加（平成25年1月1日） （用途地域内の住宅は150平方メートル以上、用途白地地域内の住宅は250平方メートル以上） ○用途地域の見直し（平成22年6月1日） （山陽自動車道で分断される郊外地について、用途地域（一低、一住）を白地地域に区域を変更。） ○山陽小野田市農業振興地域整備計画の策定（平成22年4月） （農業関連施策、関連事業等の実施状況を踏まえた全体計画の改訂） ○山陽小野田市森林整備計画の改訂（平成27年4月） （森林保護に関する事項に「鳥獣防止に関する事項」の設定などを変更） ○農業振興地域整備計画を策定（平成22年4月） ○山陽小野田市森林整備計画の変更（平成27年4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画基礎調査結果、山陽小野田市都市計画マスタープランの整備状況等を踏まえた用地地域の変更 ○農業振興地域整備計画の全体的な見直し 	
	基本方針③ 活力ある産業地の形成	○	<ul style="list-style-type: none"> ○15区画を整備、9区画が売却（小野田・楠企業団地） ○3区画を整備、3区画が売却（東沖ファクトリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市工場設置奨励条例（平成26年3月29日） （市内に工場を新設・移転・増設した者を対象に、市が行う助成制度創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業訪問等のPR活動の推進 	

都市計画マスタープラン施策評価総括表

◎方針を達成した
○進捗している
△進捗していない
×悪化している
↓

方針	基本方針	進捗状況評価	評価の理由・要因	取組・事業の内容	予定事業の内容	担当課名
交通体系整備	基本方針① 安全で快適に移動できる道路空間の整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ○市道整備として6路線、約3.8kmについて道路新設及び道路改良を実施したため。 ○通学路整備として市道長沢大須恵線他3路線、約0.8kmの安全対策工事を完了したため。 ○国道として丸河内交差点から労災病院までの区間が4車線化による渋滞緩和が実現したため ○小野田湾岸道路（一般県道妻崎開作小野田線）が開通したため。 ○新開作二軒屋線（一般県道妻崎開作小野田線）において、都市計画道路の幹線街路としての用地買収等に着手しているため。 ○日の出千崎線（主要県道小野田山陽線）は、4車線化に向け事業着手しているため。 ○主要県道宇部船木線と主要県道小野田美東線交差点の交通渋滞緩和の事業が完了しているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路整備等によって、安全で快適に通行できる道路空間の整備 ○丸河内交差点～労災病院入り口の交差点間約1kmについて4車線化の完了。 ○小野田湾岸道路は、有帆川大橋の架橋478mを含む、中川五丁目～長田屋橋交差点までの1.8km区間を供用開始。 ○新開作二軒屋線の安全な歩行空間の形成や円滑な交通の確保を図るための交差点改良等の実施 ○日の出千崎線の4車線化に向けた工事着手 ○主要県道宇部船木線交差点改良の完了、船木方面の県道整備の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路安全対策事業（市道上木屋梅の木線の歩道整備工事ほか） ○新開作二軒屋線（一般県道妻崎開作小野田線）の平成32年完成（予定）（※県事業） ○日の出千崎線の改良事業（※県事業） ○主要県道宇部船木線の改良事業（※県事業） 	都市計画課 土木課 商工労働課
	基本方針② 持続可能な公共交通サービスの確保・提供	○	<ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の再編、効率的な公共交通網の形成について検討を実施したため。 ○バリアフリーに配慮した車両の導入を実施したため。 ○情報提供等による公共交通の利用促進に係る取組を実施したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市地域公共交通網形成計画を策定（平成28年3月） ○デマンド型交通（殿様号、姫様号）の運行（平成27年1月） ○路線や時刻表について、HPによる情報提供の充実・拡大。 ○バリアフリー車両の導入。 ○バス協会等と連携した、利用促進を促すイベントの開催等。 	<ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の再編（平成32年度を目標に事業実施） ○デマンド型交通の利用促進とサービスの充実・拡大 ○地域間幹線の強化による、市内の交通拠点間の交流の活性化 ○地域の実情に合った運行形態への見直し検討 ○バリアフリー車両の購入の継続、主要駅、バス乗り場等のバリアフリー整備 ○公共交通マップの作成 ○厚狭駅南口のバリアフリー化 	
	基本方針③ 将来の土地利用、地域のまちづくりと連動した道路整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ○長期未整備の都市計画道路の見直し方針の検討を実施しているため。（検討対象路線を国交省HPにより公表しているが、事業進捗の効果は出ていない。） ○事業進捗はないものの、検討は進捗しているため、評価としては進捗している。 ○新生町1号線、くし山線の市道整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内全域の長期未整備となっている都市計画道路（26路線）の見直し方針の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期未整備となっている都市計画道路の廃止、見直し、存続の決定、都市計画決定の変更 	

都市計画マスタープラン施策評価総括表

資料 3

◎方針を達成した
○進捗している
△進捗していない
×悪化している
↓

方針	基本方針	進捗状況評価	評価の理由・要因	取組・事業の内容	予定事業の内容	担当課名
都市環境の 保全及び 創出	基本方針① 緑のネットワークと魅力ある公園の整備	○	○公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設について更新、補修等を行っているため。	○公園の利用、施設に関するアンケートの実施 ○施設点検及び、遊具等施設点検の実施（年2回） ○新生町ふれあい公園、さくら公園、ねたろうの里公園の整備	○健康遊具の設置等による、公園の利用促進 ○日の出公園（街区公園）を都市再生整備計画事業により整備（H32まで）	都市計画課 下水道課 環境課
	基本方針② 自然環境の保全と都市内における自然の回復	△	○街路樹や公園の樹木については、保全に努めているが、市街地化の進行に伴い減少傾向にあると思われるため。	○景観に配慮した街路樹の剪定 ○竜王山公園における桜の継続的な植え替え ○新規店舗の建設や開発事業等により、街路樹の撤去が必要となる場合の低木への植え替えのお願い ○公園の樹木の計画的な剪定管理 ○募金活動や緑化推進活動、記念植樹等の緑化推進 ○県道の街路樹は伐採されているものもある。	○緑化の保全・増加に寄与する取組の継続実施	
	基本方針③ 環境負荷軽減に寄与する都市施設の整備	○	○継続的な水辺教室、海岸線の清掃活動を地域住民と連携し実施しているため。	○水辺の教室、海岸線の清掃活動の実施	○水辺の教室、海岸線の清掃活動等の継続実施	
市街地整備	基本方針① 安全・快適に生活できる市街地環境の整備	○	○下水道の整備により普及率は平成20年度末46.3%に対し、平成29年度末で53.6%となるため。 ○新火葬場において環境負荷の少ない火葬炉の整備を実施中であるため。 ○循環型処理施設である山陽小野田市環境衛生センターの整備を実施したため。	○平成20年度末から平成28年度末でL=26182.81mの管渠延長整備を実施 ○新火葬場の建設着手 ○山陽小野田市新ごみ処理施設の完成	○公共下水道事業計画に基づき、新設管渠の整備を実施 ○ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の更新 ○新火葬場建設工事の完了（H31）	都市計画課 土木課 建築住宅課
	基本方針② 地域特性を踏まえたきめ細かな市街地整備の推進	○	○市街地内の市道整備を実施している。	○市道新生町1号線の一部区間拡幅完了	○通学路安全対策事業の実施	
	基本方針③ 住民が主体となった市街地整備の推進	○	○小野田駅前広場の、舗装リフレッシュ、街灯の設置、シンボルツリーのライトアップ等整備を予定しているため。 ○厚狭駅南部地区土地区画整理事業により、厚狭駅南部地区まちづくり基本計画を策定したため。 ○鴨橋架け替えにあたり、高欄、街路、護岸等景観に配慮した整備を実施したため。	○小野田駅前広場における既存街灯施設及び町並みに配慮した街灯の設置 ○厚狭駅南部地区まちづくり基本計画の策定 ○鴨橋周辺の景観に配慮した鴨橋架け替え等	○舗装リフレッシュ、街灯の設置、シンボルツリーのライトアップ等整備 ○厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づく事業の実施	
		○	○小野田駅前地区都市再生整備計画の地元説明会実施、関係団体協議、商店街店舗等の意見を参考に、整備計画の事業内容を決定したため。 ○厚狭駅南部地区まちづくり基本計画策定時は、厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会と意見交換を行っているため。	○小野田駅前地区都市再生整備計画の地元説明会及び関係団体との協議意見の反映 ○厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会との意見交換	-	

都市計画マスタープラン施策評価総括表

◎方針を達成した
○進捗している
△進捗していない
×悪化している
↓

方針	基本方針	進捗状況評価	評価の理由・要因	取組・事業の内容	予定事業の内容	担当課名
都市景観形成	基本方針① 山陽小野田市らしい個性ある景観資源の発掘	○	○竜王山山すその大浜神社跡の裏に生育する巨木ハマセングダン在市指定文化財に指定しているため。	○ハマセングダンを市指定天然記念物に指定 H25.6.7 ○ハマセングダンの県指定天然記念物に指定 H30.3.2	-	都市計画課 社会教育課
	基本方針② 優れた景観と調和する街並みの創出	○	○厚狹駅南部地区土地区画整理事業で道路の緑化などの景観に配慮した整備を行っているため。 ○鴨橋の架け替えにあたり、旧橋の景観をつなぐよう照明や高欄のデザインを工夫しているため。	○桜川沿いに環境・景観に配慮した遊歩道の整備 ○鴨橋における照明、高欄のデザインの景観配慮	○小野田駅前広場における舗装の一部カラー化、シンボル街灯の設置、シンボルツリーのライトアップ	
	基本方針③ 景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入	△	○平成30年4月1日から景観行政団体へ移行したが、景観計画等の策定は未着手のため。	○景観行政団体への移行の県協議及び庁内調整	○景観計画の策定 ○景観に対する意識の醸成と良好な景観形成に向けた周知や啓発	
		×	○再生可能エネルギー（太陽光発電事業）を活用した施設の建設が、市内の山間部や、沿岸部のまとまった土地で急速に進んでおり、一部の地域において景観を阻害しているため。	○山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例（平成17年3月策定）による事業に関する情報収集、技術指導及び地元住民への情報提供	○景観条例により、一定規模以上の太陽光発電施設の設置を届出対象行為として位置付け ○太陽光発電施設の設置行為に対する景観形成マニュアルの策定等の検討	

都市計画マスタープラン施策評価総括表

◎方針を達成した
○進捗している
△進捗していない
×悪化している
↓

方針	基本方針	進捗状況評価	評価の理由・要因	取組・事業の内容	予定事業の内容	担当課名
都市防災	基本方針① 被害を軽減するための都市基盤整備の推進	○	排水ポンプの増設、河道掘削及び河川改修などの整備を実施して、地区の減災対策を実施したため。 ○東下津地区について、排水機場のポンプ増設による減災対策に着手したため。 ○急傾斜地崩壊対策施設の老朽化に伴い、山口県が梶上地区と藤ヶ谷地区の改築工事に着手するとともに、波瀬の崎地区を急傾斜地崩壊対策区域に指定して対策工事を実施する予定であり、急傾斜地の崩壊による災害発生を未然に防止するよう努めているため。 ○県による高潮対策工事によって、天端高の不足する護岸等を改修することによって、高潮時の越波浸水被害を軽減し、又は止水することができ、背後の人命及び財産を防護することができるため。 ○居住が密集する中心市街地において、街区公園（3公園）の整備を実施したため。 ○広域避難施設に指定される地区公園（小野田中央公園）の体育館の屋根を改修したため。 ○緊急輸送道路である国道190号の無電柱化による道路の寸断を防止しているため。	○黒崎改作地区の既存護岸の嵩上げ施工、安全性強化（※県事業） ○埴生地区の既存護岸の嵩上げ施工、安全性強化（※県事業） ○有帆川、厚狭川、前場川、糸根川の周防高潮対策事業実施（※県事業） ○新生町ふれあい公園、さくら公園、ねたろうの里公園の整備、避難場所としての機能確保	○護岸整備については継続中 ○小野田駅前地区都市再生整備計画事業による、日の出公園（街区公園）、ポケットパークの整備	都市計画課 土木課 農林水産課 下水道課 建築住宅課 総務課 市民生活課
	基本方針② 災害危険性の高い市街地の解消	○	○小野田駅前地区都市再生整備計画において、救急車両が通行可能となるような市街地整備を進めることで都市機能の充実を図っているため。 ○建築物の耐震化の促進を図ることを目的とする山陽小野田市耐震改修促進計画の策定以後、多数の者が利用する建築物の耐震化率が平成18年度で60%、平成29年末で85%となったため。 ○空家等の適切な管理を促進するための条例を施行し、調査を実施しているため。	○小野田駅前地区都市再生整備計画に基づき道路部分の用地買収を実施 ○山陽小野田市耐震改修促進計画を策定（平成20年8月、平成30年3月） ○市有建築物について、平成20年から50棟の耐震2次診断を実施、うち、11棟が耐震性有り、27棟を耐震改修、9棟を解体し、市有建築物の耐震化を実施 ○山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例を施行 ○空家の実態調査・意向調査を実施	○多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を90%を達成するため、市有建築物の耐震診断・耐震改修工事の継続 ○山陽小野田市空家等対策計画の策定（平成30年10月頃策定・公表予定）	
	基本方針③ 防災まちづくりと都市計画との連動	○	○出前講座の開催や地区防災訓練への参加などを行い、地域防災力の向上に係る事業を実施しているため。 ○山陽小野田市地域防災計画の改訂、災害時支援協定の締結などを実施しているため。	○防災についての出前講座「災害時の自助・共助」「自主防災組織について」「ハザードマップについて」の開催 ○防災士資格取得のための補助金交付、防災リーダーの育成。 ○自主防災組織、各地区防災訓練への補助金交付 ○行政と自主防災組織が連携した防災訓練の実施 ○市総合防災訓練の毎年実施。市職員の防災意識向上促進 ○地域防災計画本編の改訂 ○災害時支援協定の締結 ○土砂災害ハザードマップの改訂、関係自治会への全戸配布	○左記各種事業の継続実施	